

# 高齢者向け給付金を支給します

対象者1人3万円。申請受け付けは5月10日から

高齢者世帯全体の所得の底上げと、平成28年前半の個人消費の低下をを図るため、「高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

## 支給対象者

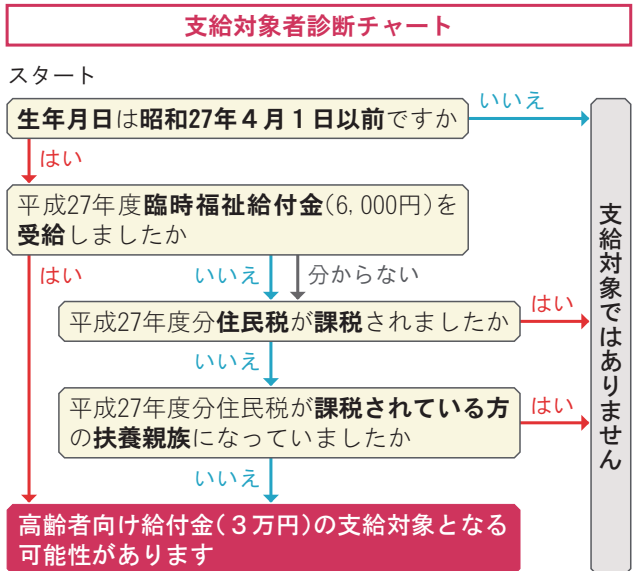
平成27年度臨時福祉給付金の支

給対象者(※)のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前生まれの方)  
 ※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者は、次の①②の条件をどちらも満たしている方です  
 ①平成27年1月1日時点で、本市

の住民基本台帳に登録されている方  
 ②平成27年度分の市民税(均等割)が課税されている方  
 ※ただし、市民税(均等割)が課税されている方に扶養されている方または生活保護の受給者は対象外

## この給付金を装った「振り込め詐欺」などに注意!

給付金の支給を装い、個人情報を聞きだそうとする振り込め詐欺の予兆電話が市内で発生しています。市役所の職員が次のようなことをお願ひすることはありません。  
 ●ATM(現金自動預け払い機)の操作をお願ひすること  
 ●手数料などの振り込みを求めること  
 ●携帯電話番号や個人情報を聞きだすこと  
 ●キャッシュカードをお預かりすること  
 ●フリーダイヤルなどへの電話連絡をお願ひすること  
 ※もしこのような電話や郵便物が届いたら、市役所本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線259)や警察署にご相談ください



## よくある質問

Q. 質問	A. 回答
Q. 年金を受給していても、支給対象になりますか?	A. 支給対象になります。年金を受給しているか否かは問いません
Q. 平成27年1月2日以降に引越した場合は給付金の申請先はどこですか?	A. 平成27年1月1日時点で住民票がある市町村になります。平成27年1月2日以降に引越した場合、申請先が現在お住いの市町村と異なりますので、ご注意ください

## 支給金額

対象者1人につき3万円

## 申請書の送付と申請方法

5月上旬に対象と思われる方に申請書を送付。申請方法には郵送による方法と受付窓口で直接申請する方法があります

## 申請受付会場と申請期間

▼本庁(市役所新館)  
 5月10日(火)～8月10日(水)、午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後6時30分まで)  
 ▼各総合支所市民サービス課  
 5月10日(火)～8月10日(水)、午前8時30分～午後5時15分

※いずれも土日・祝日を除く

## 申請に必要な書類など

- ①申請書②印鑑(認め印)③申請者(代理人)を確認する書類の写し(運転免許証、保険証など)④振り込みを希望する金融機関の口座番号が分かる書類の写し(口座のない方は現金受領も可)

## 支給の時期

6月中旬から受け付け順に支給

## 問い合わせ

本庁地域福祉課臨時福祉給付金室(☎24・2111内線425)

# 水洗化で衛生的な生活を

市内では平成26年度末現在、76軒の皆さんが水洗トイレなどを設置して水洗化しています。水洗化することで、地域の環境衛生の改善や水質の保全が図られます。市では、水洗化に係る負担軽減のため水洗化支援制度を設けています。

## 水洗化をするためには

### ■処理方法の確認

地区によって公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の三つの処

理方法があります。お住まいの地区がどの処理方法に該当するかは下記までお問い合わせください。  
**■排水設備工事の施工**  
 生活排水を下水道や合併浄化槽へ排出する宅地内の排水管や汚水管などのことを排水設備といいます。  
 水洗化する場合は、各個人で排水設備工事を行っていただくことになり。この工事は、現在、市内外合わせて204社ある市指定の工事店のみが施工できます。

①融資あっせんと利子補給制度  
 水洗トイレへの改造や排水設備工事を行う個人に対し、必要に応じて市が各金融機関の融資のあっせんを行います。また、融資額に対する利子を市が全額補給します。  
 ②私設汚水管設置費補助金制度  
 30mを超える汚水管を個人などが設置する場合に補助します。  
 ③低地対策ポンプ施設設置工事費補助金制度  
 土地が低いために公共下水道に接続できない建物の所有者が、汚水ポンプ施設を設置する場合、工事費の一部を補助します。  
 ④排水設備設置促進事業補助金制度  
 65歳以上の高齢者のみの世帯が

## 水洗化支援制度(左記参照)

### ①融資あっせんと利子補給制度

水洗トイレへの改造や排水設備工事を行う個人に対し、必要に応じて市が各金融機関の融資のあっせんを行います。また、融資額に対する利子を市が全額補給します。

### ②私設汚水管設置費補助金制度

30mを超える汚水管を個人などが設置する場合に補助します。

### ③低地対策ポンプ施設設置工事費補助金制度

土地が低いために公共下水道に接続できない建物の所有者が、汚水ポンプ施設を設置する場合、工事費の一部を補助します。

### ④排水設備設置促進事業補助金制度

65歳以上の高齢者のみの世帯が

## 問い合わせ

▽本庁下水道課(☎24・2111内線591・557)  
 ▼各総合支所建設係  
 大迫(☎48・2111内線156)  
 石鳥谷(☎45・2111内線245)  
 東和(☎42・2111内線346)

## 《排水設備工事の計画から完成まで》

- ①排水設備の計画  
工事の時期、トイレの型、予算の決定
- ②工事指定店の選定  
見積もりを取り、十分に指定店と相談
- ③工事申請手続き  
施工前に市へ申請書を提出
- ④工事施工  
宅内の排水管、便器の取り付けなど
- ⑤工事検査  
工事完成後、市の検査員が検査実施

※工事の申し込みは「工事指定店」に直接依頼してください

## 《水洗化支援制度の概要》

①融資あっせんと利子補給制度	
対象工事	●汲み取り式トイレを水洗トイレに改造する工事 ●排水設備の設置および改造工事 ●台所、洗面などの雑排水系統の改造工事(排水管に限る)
融資あっせん額	●一戸建住宅…130万円を限度 ●共同住宅…一世帯につき50万円を限度
償還方法	融資を受けた月の翌月から毎月元金均等月賦償還(償還期間は金融機関と協議)
利子補給	融資額の利子は、金融機関に対し、市が全額補給
その他	工事指定店が代行して事務を行います。個人で事務を行う場合は、工事申請までに市に申し込みをしてください

②私設汚水管設置費補助金制度	
対象者	一戸建住宅、共同住宅、店舗併用住宅に私設汚水管を設置しようとする人(個人または共同で設置する場合)
補助対象	個人で設置する汚水管のうち、30mを超えた長さ(1m未満切り捨て)
補助金額	1m当たり4千円を限度。総額は24万円を限度

③低地対策ポンプ施設設置工事費補助金制度	
対象者	低地に建物を所有し、汚水を排除するポンプ施設を設置または更新しようとする人
補助対象	ポンプ施設を設置するための工事に要する経費
補助金額	経費の10分の7に相当する額以内。30万円を限度